

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、高い倫理観と公正性に基づいた健全な企業活動が極めて重要であると考えており、経営及び業務の全般にわたり、透明性の確保と法令遵守の徹底を基本とし、次の考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- (1) 株主の権利・平等性を確保するよう努めます。
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4) 株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会の役割・責務を適切に果たすよう努めます。
- (5) 株主との建設的な対話に努めます。

以下の記述で使用する用語の定義は次のとおりとします。

- ・経営陣: 業務執行取締役
- ・経営陣幹部: 役付取締役
- ・役員: 取締役及び監査役

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則3-1.情報開示の充実 (iii)】

1. 報酬の決定方針

当社の取締役報酬は、固定報酬である「基本報酬」と毎期の業績の達成度合いにより変動する「賞与」及び「ストックオプション」により構成されております。

賞与は毎期の連結当期純利益をベースに決定しており、ストックオプションは取締役会決議を経て個別契約により決定しております。なお、社外取締役は独立した立場で経営の監督を担っているため、賞与及びストックオプションの支給はありません。

今後、会社の持続的成長に対し健全なインセンティブとして機能するよう、中長期的な業績に連動した新たなインセンティブプラン等の採用を含めて検討してまいります。

2. 報酬の決定手続

基本報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、人事部門が配分を検討し、取締役会で承認しております。

賞与については、その総額について毎年株主総会の承認を経ており、その配分は取締役会において決議のうえ決定しております。

ストックオプションについては、発行時に付与する総数について株主総会の承認を経ており、個別の付与数や行使条件は取締役会において決議のうえ決定しております。

今後、より実効性の高いガバナンス体制の構築に向けて、報酬の決定に際して独立社外取締役の意見を聴取する仕組みの構築について検討してまいります。

【原則3-1.情報開示の充実 (iv)】

1. 役員候補者の決定方針

取締役候補者の指名については、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を候補者として指名する方針としております。

また、監査役候補者の指名については、高い独立性に加え、財務・会計に関する知見、その他企業経営に関する多様な知識等を勘案し、これらの諸要素を総合的に判断し候補者として指名する方針としております。

2. 役員候補者の決定手続

取締役については、代表取締役が取締役候補者の原案を作成のうえ取締役会に提案し、取締役会において決定しております。

監査役については、代表取締役が監査役候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

今後、より実効性の高いガバナンス体制の構築に向けて、取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選任に際して独立社外取締役の意見を聴取する仕組みの構築について検討してまいります。

【補充原則 3-1-1.情報開示の充実】

当社は、前述の【原則3-1】の項目において、検討中を含めて一部実施していない項目があるため、その記載に具体性を欠く部分がありますが、今後は項目の遵守に努め、利用者にとって付加価値の高い記載となるよう配慮してまいります。

【補充原則4-2-1.取締役会の役割・責務(2)】

当社の取締役報酬は、固定報酬である「基本報酬」と毎期の業績の達成度合いにより変動する「賞与」及び「ストックオプション」により構成されて

おります。

現在、自社株報酬制度など中長期的な業績と連動する報酬は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた新たな中長期のインセンティブプラン等について、報酬全体の構成、割合等を含めて検討してまいります。

【補充原則 4-3-1.取締役会の役割・責務(3)】

内容の詳細につきましては、【原則3-1】及び【補充原則4-10-1】に関する記載をご参照ください。

【補充原則 4-8-2.独立社外取締役の有効な活用】

当社は、筆頭独立社外取締役を選任しておりませんが、3名の独立社外取締役は、取締役会において議論に参加し、適宜有用な提言を行っております。また、必要に応じて経営陣や監査役との意見交換の場を設けるなど、連携を図っております。

今後、筆頭独立社外取締役の選任について、その可否を含めて検討する方針であります。

【補充原則4-10-1.任意の仕組みの活用】

当社は、監査役会設置会社の形態を採用しており、現在3名の社外取締役を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

現在、取締役の指名及び報酬の決定等の重要事項に関して、社外取締役の適切な助言を得るための特別な仕組みは定めておりませんが、今後はより実効性の高いガバナンス体制の構築に向けて、人事決定や報酬に際して独立社外取締役の意見を聴取する仕組みの構築について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

保有する株式は必要最小限の範囲とし、企業価値向上の効果を勘案して適宜保有の是非を見直します。企業価値向上の効果が乏しいと判断される銘柄は売却を進めてまいります。

2. 議決権の行使に関する方針

投資先の経営方針・戦略等を勘案し、当社が保有する株式の価値向上に資すると判断される議案には賛成票を投じ、反対に価値毀損に繋がると思われる議案には反対票を投じます。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程において、会社と当社役員又は主要株主(自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上を保有する株主)との間で行う取引に関して、取引ごとに事前に取締役会にて報告し、承認を得る旨を定めております。また、取締役会で承認された取引が実行された際には、実行後に取締役会でその結果を報告することとしており、会社や株主共同の利益を害することがないように監視できる体制を構築しております。

加えて、その取引実績については、関連法令に基づき適時適切に開示しております。

【原則3-1.情報開示の充実 (i)】

当社のホームページにおいて、経営理念及び当社グループの役員及び従業員が事業活動に際して必ず遵守すべき10項目の行動規範を掲載しております。

また、経営の中期経営計画「Task3・2・1」を定め、内容の概要を当社ホームページに掲載しております。

○ 経営理念

<http://www.amadaholdings.co.jp/corporate/philosophy/>

○ 行動規範

<http://www.amadaholdings.co.jp/corporate/conduct/>

○ 中期経営計画「Task3・2・1」

http://www.amadaholdings.co.jp/ir/pdf/medium-term_management_plan.pdf

【原則3-1.情報開示の充実 (ii)】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針につきましては、本報告書の「1-1. 基本的な考え方」をご参照ください。

【原則3-1.情報開示の充実 (iii)】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】の記載をご参照ください。

【原則3-1.情報開示の充実 (iv)】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】の記載をご参照ください。

【原則3-1.情報開示の充実 (v)】

取締役・監査役の選任・指名については、株主総会招集通知に個人別の経歴を示しております。さらに、2016年6月28日開催の第78期定時株主総会から、社内取締役を含めた個々の選任理由も株主総会招集通知に記載しております。株主総会招集通知は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、社内監査役の個々の選任理由については、今後開催される株主総会において選任議案を上程する際に、株主総会招集通知に記載し開示することを予定しております。

○ 株主総会招集通知

<http://www.amadaholdings.co.jp/ir/shareholders/>

【補充原則4-1-1.取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、法令又は定款で定められた事項のほか、取締役会規程に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけております。また、当社は業務執行機関として経営会議等の会議体を運営しており、業務執行に関わる重要課題の審議の充実化を図っております。

加えて、業務分掌規程や職務権限規程等を定め、経営陣及び各執行部門の業務範囲を明確化しております。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

取締役会は、定款上の員数である10名以内とし、取締役会全体としての多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、社外の視点を経営の意思決定、監督機能の強化に繋げるため、独立性のある社外取締役を2名以上置くこととしております。

また、独立社外取締役の有効活用の観点から、2016年6月28日開催の第78期定時株主総会決議以降、独立社外取締役3名体制としております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の候補者選定にあたり、東京証券取引所の独立性に関する要件を充足していることに加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し、監督できる高い専門性と豊富な経験の有無を重視しております。

なお、当社は、2015年12月18日開催の取締役会において社外役員の独立性基準を決議しております。内容につきましては、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

○ 社外役員の独立性基準

<http://www.amadaholdings.co.jp/ir/cg/>

【補充原則4-11-1.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確・迅速・公正な意思決定と業務執行の監督が行われるよう努めております。

また、事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体として経営管理、研究・開発、生産、販売・サービス等についてグローバルな視点で専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、独立した立場に基づき専門的見地から意見を述べ問題提起を行うことができる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針としております。

また、取締役会は、定款にて取締役の員数を10名までと定め、現在は独立役員である社外取締役3名を含む取締役8名で構成されております。

なお、今後は知識・経験・能力だけでなく、多様な視点が事業の推進やグローバル拡大、適切な監督や監査に資するとの認識に立ち、役員への登用を検討してまいります。

取締役会の選任に関する方針・手続きにつきましては、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の【原則3-1(iv)】をご参照ください。

【補充原則4-11-2.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役・監査役は、当社以外の上場会社を兼任する場合は、当社における業務に支障が生じないよう、合理的な範囲内にとどめるよう努めております。

また、事業報告及び株主総会招集通知において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しております。

【補充原則4-11-3.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】[更新]

当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、2015年度における取締役会全体の実効性に関する評価を実施いたしました。その結果の概要は以下の通りです。

1. 評価の方法

社外を含む全取締役を対象に取締役会の実効性に関する質問票を配布し、全員から回答を得ました。回答結果は取締役会事務局が集計し、その内容について分析を行いました。

その後、分析結果をもとにした社外取締役及び社外監査役による外部意見を踏まえ、2016年12月22日開催の取締役会において取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、併せて現状の課題と今後の取り組み方針について議論を行いました。

< 質問票の主な質問項目 >

- (1) 取締役会の構成
- (2) 取締役会の役割・責務
- (3) 取締役会の運営
- (4) 取締役会の実効性

2. 評価結果の概要

上記による評価の結果、当社の取締役会は概ね適切に機能していることを確認いたしました。その概要は以下の通りです。

(1) 当社の取締役会は、規模やメンバーの多様性及び独立社外取締役の独立性の観点から適切に構成されており、経営上重要な意思決定及び業務執行の監督を適正に行える体制が整備されている。

(2) メンバーが自由闊達に意見を述べる環境が確保されており、取締役会に先駆け、社外役員を対象とした事前説明会を開催していることも議論の活性化に寄与している。

一方、更なる議論活性化のためには、取締役会資料の事前配布や事前説明会の充実、審議に必要な予備的な情報の提供等に課題があることが確認されました。

3. 実効性向上に向けた今後の取組み方針

当社の取締役会は、今回の評価結果を踏まえ、取締役会全体の実効性の向上を目的に、更なる議論の活性化に向けた環境整備の検討を進めてまいります。また、将来的な経営環境の変化への対応や目指すべき姿など中長期的な企業価値の向上に資する議論の充実を図ってまいります。

す。

【補充原則4-14-2.取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングとして、社外役員を含む取締役及び監査役に対し、当社の事業所、工場等主要拠点の見学、説明会及び事業勉強会を実施し、当社に関する知識の習得を支援する方針であります。

また、取締役及び監査役の業務を行うにあたって必要な基本知識を学ぶため外部教育訓練を活用し、当社が費用を負担することで、取締役及び監査役としての役割及び責務についての理解を深めるための支援を行う方針であります。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るべく、株主・投資家との建設的な対話を積極的に実施し、そこでの意見、課題等を経営執行や事業改善に反映することで、更なる価値創造に努めてまいります。また当社の経営状況や事業内容、戦略の理解を深めていただくために、四半期毎の決算説明会の実施や個別面談、個人投資家からの問合せ等にも随時応じております。情報開示にあたっては「ディスクロージャーポリシー」に則し、タイムリーで公平かつ積極的に実施することを心がけております。

- 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりです。
1. 株主・投資家との対話全般については、社長がその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行うこととし、社長直轄のIR部門が、株主総会をはじめとした様々な取組みを通じて、建設的な対話が可能となるよう積極的な対応を心がけております。
 2. 株主・投資家との対話を通じて把握した意見、課題等は適宜集約したうえ、経営陣へフィードバックし、情報の周知・共有を行い、経営執行や事業改善に反映しております。
 3. IR部門は株主・投資家との対話を円滑かつ合理的に進めるために、経営企画・財務・広報等の部署及びグループ各社の関連部署と連携を図っております。
 4. 四半期の決算及び中期経営計画公表時には説明会を開催するとともに、説明資料のホームページ掲載や株主通信の発送、工場・展示場の施設見学などを通じて、情報開示の充実に努めております。
 5. 決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、決算期日の10日前から決算発表日まではサイレントピリオドを設定し、この期間は決算に関するコメントや個別取材を差し控えることとしております。また社内では、インサイダー情報の管理に関する規程・役員内規を策定し管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	45,633,600	12.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	30,366,000	8.30
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,654,650	3.46
株式会社みずほ銀行	10,500,386	2.87
公益財団法人天田財団	9,936,500	2.72
THE BANK OF NEW YORK 133792	8,419,684	2.30
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	8,210,809	2.25
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	6,662,000	1.82
日本生命保険相互会社	6,034,975	1.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	5,997,626	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
間塚 道義	他の会社の出身者											
千野 俊猛	他の会社の出身者											
三好 秀和	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

間塚 道義	○	間塚道義氏が現在相談役を務めている富士通株式会社及びその連結子会社と当社グループの間で取引がありますが、その取引金額は双方の連結売上高に対してともに1%未満の僅少額であります。 以上の取引の規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断いたします。	【社外取締役として選任した理由】 間塚道義氏は、グローバル企業の経営者を歴任し、各種諮問委員会の委員も務められた経験から、企業経営者としての専門知識だけでなくコーポレート・ガバナンスに対する深い見識を有しております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の経営に対して有益な助言をいただくことができる適切な人材と判断したためであります。 【独立役員として指定した理由】 1. 間塚道義氏及び近親者(2親等以内の親族を含む、以下同じ。)は、過去一度も当社グループ(当社及び関係会社、以下同じ。)から報酬、業務や取引の対価、ストックオプション等の財産上の利益を受領しておりません。 2. 間塚道義氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員(非業務執行者を含む。)に就いたことはありません。 3. 間塚道義氏が現在相談役を務めている富士通株式会社及びその連結子会社と当社グループの間で取引がありますが、その取引金額は双方の連結売上高に対してともに1%未満の僅少額であります。 4. 富士通株式会社は当社の株主ではありません。
千野 俊猛	○	千野俊猛氏が以前代表取締役社長を務めていた株式会社日刊工業新聞社に対し、当社グループより広告料の支払い等の取引がありますが、その取引金額は同社の売上高に対しても、また当社の連結売上高に対しても、ともに1%未満の僅少額であります。 以上の取引の規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断いたします。	【社外取締役として選任した理由】 千野俊猛氏は、新聞を中核とした産業界の総合情報機関である株式会社日刊工業新聞社における編集者及び企業経営者としての専門知識、経験を有しております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の経営に対して有益な助言をいただくことができる適切な人材と判断したためであります。 【独立役員として指定した理由】 1. 千野俊猛氏及び近親者(2親等以内の親族を含む、以下同じ。)は、過去一度も当社グループ(当社及び関係会社、以下同じ。)から報酬、業務や取引の対価、ストックオプション等の財産上の利益を受領しておりません。 2. 千野俊猛氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員(非業務執行者を含む。)に就いたことはありません。 3. 千野俊猛氏が以前代表取締役社長を務めていた株式会社日刊工業新聞社に対し、当社グループより広告料の支払い等の取引がありますが、その取引金額は同社の売上高に対しても、また当社の連結売上高に対しても、ともに1%未満の僅少額であります。 4. 千野俊猛氏は、株式会社日刊工業新聞社を5年以上前に退職されており、現在同社の役職には何ら就いておりません。 5. 株式会社日刊工業新聞社は当社の株主ではありません。

三好 秀和	○	三好秀和氏が会長である三好内外国特許事務所及び代表取締役である同事務所の関係会社に対し、特許出願等に係る弁理士報酬並びに知的財産権に関する各種調査業務等の取引がありますが、それらの取引金額を合計しても、当社の連結売上高に対して1%未満の僅少額であります。また、同事務所及び同事務所の関係会社の売上高に占める割合も、2%程度の僅少額であります。 以上の取引の規模や性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断いたします。	【社外取締役として選任した理由】 三好秀和氏は、長年の弁理士としての知的財産権に関する専門知識及び弁理士事務所の経営者としての経験を有しております。以上の点を踏まえ、同氏の経験と知見に基づき、当社の経営に対して有益な助言をいただくことができる適切な人材と判断したためであります。 【独立役員として指定した理由】 1. 三好秀和氏及び近親者(2親等以内の親族を含む、以下同じ。)は、過去一度も当社グループ(当社及び関係会社、以下同じ。)から報酬、業務や取引の対価、ストックオプション等の財産上の利益を受領しておりません。 2. 三好秀和氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員(非業務執行者を含む。)に就いたことはありません。 3. 三好秀和氏が会長である三好内外国特許事務所及び代表取締役である同事務所の関係会社に対し、特許出願等に係る弁理士報酬並びに知的財産権に関する各種調査業務等の取引がありますが、それらの取引金額を合計しても、当社の連結売上高に対して1%未満の僅少額であります。また、同事務所及び同事務所の関係会社の売上高に占める割合も、2%程度の僅少額であります。 4. 三好内外国特許事務所及び同事務所の関係会社は、当社の株主ではありません。
-------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。また、決算期末の会社法監査終了時点及び各四半期末の段階で定期的な会合を行うこととし、それ以外にも必要に応じ情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹之内 明	弁護士													
西浦 清二	税理士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹之内 明	○	弁護士	【社外監査役として選任した理由】 竹之内明氏は、長年の弁護士としての経験や、企業法務に関する専門的見地を社外監査役としての職務遂行に活かしていただけるものと考えたことに加え、経営からの独立性も高いと判断したためであります。 【独立役員として指定した理由】 1. 竹之内明氏及び近親者(2親等以内の親族を含む、以下同じ。)は、過去一度も当社グループ(当社及び関係会社、以下同じ。)から報酬、業務や取引の対価、ストックオプション等の財産上の利益を受領しておりません。 2. 竹之内明氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員(非業務執行者を含む。)に就いたことはありません。 3. 竹之内明氏が現在所属する辻誠法律事務所と当社グループの間で取引関係はありません。 4. 辻誠法律事務所は当社の株主ではありません。
西浦 清二	○	税理士	【社外監査役として選任した理由】 西浦清二氏は、税務署長等を歴任した経験を持ち、税理士として企業税務に精通していることに加え、財務及び会計に関する高度な専門的知見を有しております。以上の点を踏まえ、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の経験と知見に基づき、当社の監査体制に対して有益な助言をいただくことができる適切な人材と判断したためであります。 【独立役員として指定した理由】 1. 西浦清二氏及び近親者(2親等以内の親族を含む、以下同じ。)は、過去一度も当社グループ(当社及び関係会社、以下同じ。)から報酬、業務や取引の対価、ストックオプション等の財産上の利益を受領しておりません。 2. 西浦清二氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員(非業務執行者を含む。)に就いたことはありません。 3. 西浦清二氏が現在所長を務めている西浦税理士事務所と当社グループの間で取引関係はありません。 4. 西浦税理士事務所は当社の株主ではありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員に関する事項の詳細は、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】の記載をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

連結業績の向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、株主と利害を共有化することにより企業価値の増大を図ることを目的として、当社及び子会社の役職員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

2010年8月31日第2回新株予約権発行時点での付与対象者(計696名)
当社取締役 8名
当社執行役員 7名
当社従業員 515名
当社子会社の取締役 12名
当社子会社の執行役員 7名
当社子会社の従業員 147名

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

■ 2017年3月期取締役及び監査役の報酬等の額

【取締役】

	<支給対象のべ人数>	<報酬等の額>
取締役	9名	305百万円
(うち社外)	(3名)	(19百万円)

【監査役】

	<支給対象のべ人数>	<報酬等の額>
監査役	4名	33百万円
(うち社外)	(2名)	(9百万円)

取締役の報酬等の額には賞与160百万円が含まれています。(社外取締役には賞与は支給していません)
報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等は、定額である基本報酬、各事業年度の連結業績等を反映した賞与及び中長期的な企業価値に連動するストックオプションにより構成されております。

基本報酬につきましては、1992年6月26日開催の第54期定時株主総会決議により月額39百万円以内(総額)と定め、各取締役の月額報酬につきましてはその範囲内で取締役会の決議を経て支給することといたしております。

賞与は業績との連動性が高いことから、毎年定時株主総会の承認可決を経て支給することといたしており、個別の配分につきましては株主総会後の取締役会決議により決定しております。

ストックオプションにつきましては、2010年6月29日の第72期定時株主総会において当時の取締役8名に対し500個を上限として付与することが決議されており、個別の付与数や行使条件等につきましては取締役会決議及び個別契約にて定めております。

また、監査役の報酬等は基本報酬のみの支給であります。1986年6月27日開催の第48期定時株主総会の決議により月額4百万円以内(総額)と定め、各監査役の月額報酬につきましてはその範囲内で監査役の協議を経て支給することといたしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役および社外監査役を補佐するセクション及び担当者はおりませんが、必要に応じて常勤の取締役、監査役並びに使用人から情報伝達を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 事業年度における経営責任をより明確にし、株主からの信任の機会を増やすため、2009年6月26日開催の第71期定時株主総会の承認を経て、取締役の任期を2年から1年に短縮。
- b. 取締役会の少数精鋭化によるさらなる意思決定の迅速化及び監督・監視機能の強化を図ること、並びに執行機関の分離の明確化により、コーポレート・ガバナンスの一層の透明性を確保するとともに、業務執行機能を充実させ、経営の効率化を図るべく、2009年6月26日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議。
- c. 取締役会は、法令及び定款で定められた事項並びに取締役会規程で定められた経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督する。
- d. 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役及び執行役員又はこれに準ずる者が出席する経営会議を適時に開催する。当該会議においては、業務執行に関する重要事項の審議を行うとともに、絞り込んだテーマについて時間をかけて論議を行う。
- e. 業務の運営については、半期ごとに利益計画及び予算を策定し、アマダグループを総括した目標を設定するとともに、取締役、執行役員、本部長、部門長、販売の各エリア責任者及び子会社の取締役等が出席する全社経営会議等を通じてグループ内に周知する。各部署及び各子会社においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。

ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、今後必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置く場合がある。その場合の人事については、代表取締役と監査役が協議の上決定する。
- b. 監査役会には事務局を設置する。監査役会事務局は、取締役会事務局が兼務し、議事録の作成及び保存・管理を行う。

ハ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 内部監査部門の責任者は、監査の方針、計画について監査役とも事前協議を行い、その監査結果を監査役へ報告する。
- b. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。
- c. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、稟議書その他業務執行に関する重要文書等の閲覧を求めた場合、又は業務及び財産の状況に関しその説明を求めた場合は、迅速かつ的確に対応する。また、監査役は、経営会議など取締役会以外の重要な会議に出席できる。

ニ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。
- b. 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

ホ. 会計監査人に関する事項

当社の会計監査業務は有限責任監査法人トーマツと契約しており、当連結会計年度において会計監査を執行した公認会計士は、同法人所属の石井哲也、東海林雅人、古賀祐一郎の各氏であり、監査業務に係る補助者の公認会計士等10名及びその他専門的スタッフとともに監査チームを構成し、外部監査人として独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社ではコーポレート・ガバナンスの一層の充実強化を図るべく、2016年6月開催の第78期定時株主総会決議以降、独立社外取締役3名体制としております。また、事業年度における経営責任をより明確にし、株主からの信任の機会を増やすため取締役の任期を1年にしております。さらに、意思決定の迅速化と執行機関の分離の明確化を図るべく執行役員制度を導入しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2009年3月期にかかる定時株主総会から継続して実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2009年3月期にかかる定時株主総会からICJプラットフォームに継続して参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(インターネット開示事項以外の全文)の英訳を実施しております。
その他	以下の事項を実施しております。 ・招集通知のカラー化、ビジュアル化 ・株主総会のビジュアル化 ・東京証券取引所ウェブサイト及び当社のホームページにおいて招集通知(和文、英文)の掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、決定事項、発生事実、決算にかかわる情報等、投資判断に影響を与える重要情報の開示については、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠したディスクロージャー(情報開示)を行っています。 また、適時開示規則に該当しない情報についても、重要と判断した場合は、積極的な情報開示に努めています。 詳細は下記のURLにて掲載しております。 http://www.amadaholdings.co.jp/ir/utility/disclosure_policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び四半期決算発表時にアナリスト向け決算説明会を行うほか、必要に応じてアナリスト主催のスマールミーティングや個別取材への対応を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	下記のURLにて、決算短信ほか取引所でディスクローズした資料、有価証券報告書、決算説明会資料、アニュアルレポートなどを掲載しております。 http://www.amadaholdings.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室に専任の担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念及び行動規範に基本的な考え方を定め、ホームページに公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「アマダグループ環境宣言」のもと、環境活動をさらに積極的に推進することで、社会と企業が持続的に発展していく経営をめざしています。また、金属加工業界の発展に寄与するため、技術の訓練・向上を図るための職業訓練法人を設立し、その活動を支援するなど、各種CSR活動にも取り組んでおります。 下記URLでその内容を公開しております。 http://www.amadaholdings.co.jp/activity/

その他

当社では、現在取締役8名の中に女性は存在していません。

現在、当社グループは「女性が活躍できる職場づくり」を目指して、女性の就労しやすい環境づくりに取り組んでおります。具体的には、取得しなかった年次有給休暇を復活させて有給の育児休業を取得できる制度、男性社員が育児休業中の配偶者を支援できるよう一定期間の休暇取得を促進する制度、子女の学校行事への参加を促進する参観日休暇制度など、女性の就業意欲を支援する制度を設けております。今後は一時的に職務限定型の雇用コースへの転換を認め、長期的なキャリア形成を支援する制度や法令を上回る育児休業関連制度を導入し、子育てサポート企業として厚生労働省認定を受けることに取り組む予定です。

これらの制度を通じて、女性管理職比率の増加を図り、事業会社を含むグループ全体で女性の役員候補者を育成してゆくことを目指しております。

2017年4月1日時点における当社および国内連結子会社の女性従業員比率は14%、女性管理職比率は0.6%ですが、2011年度以降の採用者に占める女性の比率は20%であり、上記制度の運用により、女性管理職比率は着実に上昇すると予想しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議し、以下のとおり基本方針を決定しております。

1. 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、当社グループにおけるコンプライアンス(法令・社内規程遵守)の基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、当社グループの各社の活動に組み込むことによりコンプライアンス体制を推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これを当社グループの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社グループの内部監査部門が内部監査を実施する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

i) 当社グループ共通規範

業務の遂行にあたり法令、定款の遵守を常に意識するよう「アマダグループ経営理念」及び「アマダグループ行動規範」等を定め、その周知徹底を図る。

ii) 内部統制委員会

内部統制システムの維持、向上及びコンプライアンス体制の整備を図る。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、専門委員会等重要な会議の議事録並びに、その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規程・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

i) 内部統制委員会は、不正行為及びコンプライアンス関連のリスク情報についての一元管理並びに、緊急事態の発生を漏れなく報告させる目的にて、「不正行為及びリスク情報」に関する調査・解明・伝達ルートの規程を定め当社グループ各社に周知する。

ii) 当社は、緊急事態が発生した場合、直ちに内部統制委員会の委員長から取締役会及び社長、監査役に報告の上、緊急対応会議を招集し、解決を図る体制を構築する。

iii) 個々のリスク管理については、それぞれのリスクを担当する役員又は部門の長を委員として選任し、各種専門委員会・会議体において審議し、各種のリスクに対応する。

iv) これらのリスク管理体制の構築、運用状況については、内部監査部門が当社グループの各社の内部監査を実施する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

i) 取締役会は、法令、定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」に基づき経営に関する一定の重要な事項について決定し、職務執行の監督を行う。

ii) 取締役会の少数精鋭化による意思決定の迅速化と、執行機関の分離による業務執行機能の充実を図るため執行役員制度を採用する。社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を取締役会、社長、監査役各々の求めに応じ、報告する。

iii) 経営会議及び各種専門委員会では、取締役会付議事項となる重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議する。

5. 当社グループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制

i) 当社グループは、「アマダグループ経営理念」、「アマダグループ行動規範」を制定し、グループ全体の基本原則とする。

ii) 当社グループは子会社を含む経営上の重要事項については、「取締役会規程」に基づき取締役会の承認又は取締役会への報告を求めるとともに、子会社から事業計画等に関する報告を定期的に受け、子会社の業務の適正性を確認する。

iii) 当社グループ会社の管理については、「国内関係会社職務権限規程」及び「海外系列会社運営管理規程」に基づき、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の適正を確保する。

iv) 内部監査部門は、各部門及び当社グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス体制等について監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を取締役会、社長及び内部統制委員会に報告する。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

i) 監査役会がその職務を補助する使用人を求めた場合は、監査役の職務が実効的に行われるように使用人を配置する。また、その使用人の人事は、代表取締役と監査役が協議の上決定する。

ii) 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、同使用人の任命及び異動は監査役の同意を必要とし、人事評価については監査役の意見を十分に尊重する。

iii) 監査役会には事務局を設置する。監査役会事務局は、議事録の作成及び保存・管理を行う。

7. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

i) 取締役及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、必要な報告をし、情報を提供する。

ii) 取締役及び使用人が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行するうえで必要な費用については、監査役の監査計画に応じてあらかじめ予算化し、調査を含む監査上の理由で緊急又は臨時に支出した費用について前払い又は事後に償還するものとする。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

i) 監査役会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

ii) 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等の連携を図る。

〔図1〕「コーポレート・ガバナンス模式図」参照

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

アマダグループ「企業行動規範」において、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも、妥協せず毅然とした態度で対処します。」旨を規定しており、グループ内に周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、次のとおりであります。

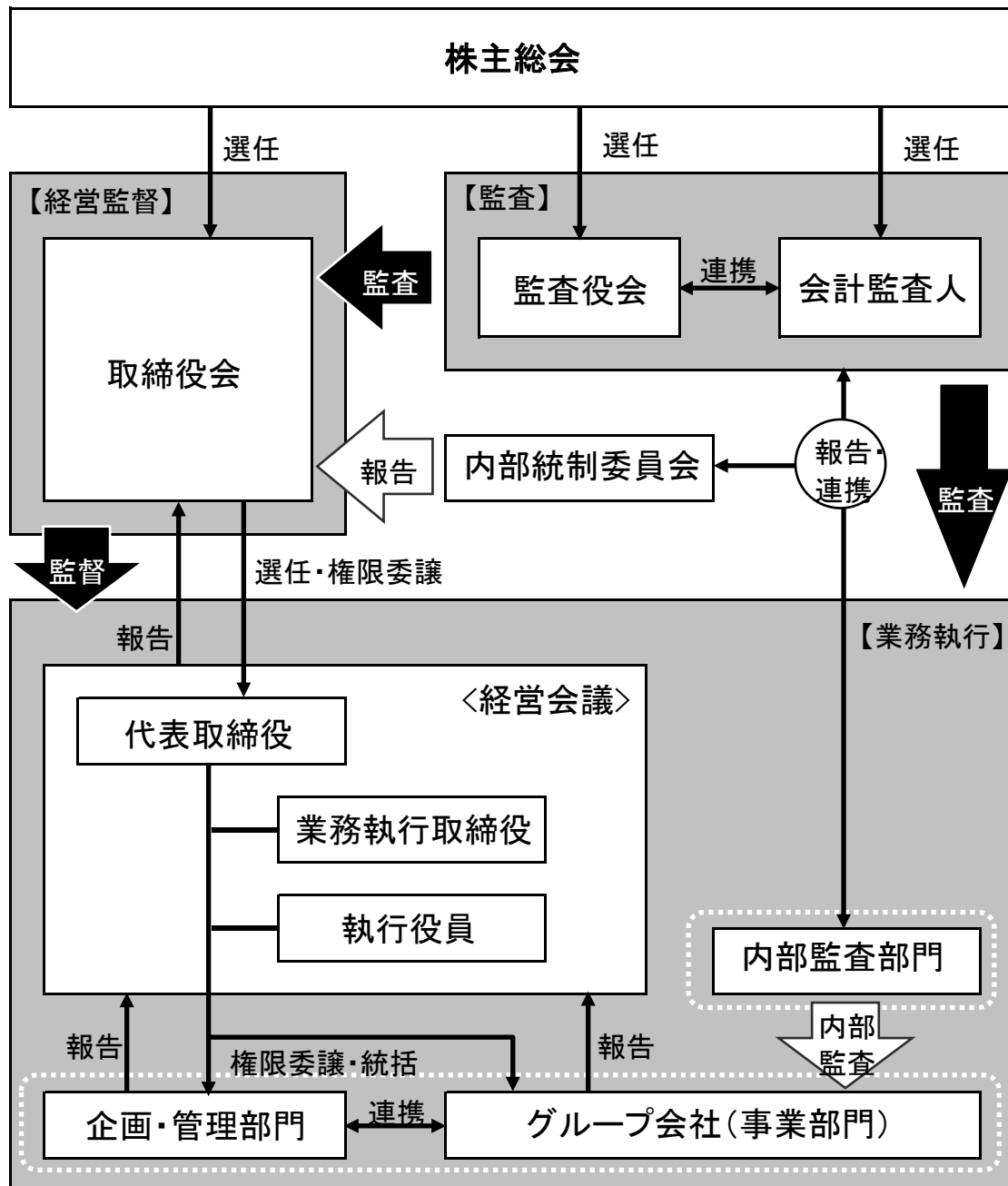
当社は、当社及び子会社等のグループ各社において、重要な決定又は発生した事実並びに決算情報を代表取締役社長、各担当取締役又は担当責任者等を経由して情報取扱責任者及び情報開示担当部門が把握・管理し、適時開示規則又はIR的観点から開示事項に該当するか否かの判断を行い、該当する場合は、決定事実及び決算情報については取締役会の承認後、また発生事実については発生後、それぞれ遅滞なく適時開示を行います。

また、適時開示後できる限り速やかに、当社ホームページにIR情報として掲載いたします。

〔図2〕「会社情報の適時開示の社内体制図」参照

コーポレート・ガバナンス体制(模式図)

【図1】



会社情報の適時開示の社内体制図

【図2】

